

村上市
三面地域まちづくり協議会
第12回定期総会議案書



三面地域まちづくり協議会
新潟県村上市岩沢5611
電話：0254-72-6881

まちづくりの理念

三面の雄大な自然と伝統・風景を大切にしながら
活気と地域愛に満ちたまちをつくる

地域の将来像

- 一. 地域で支え合うという意識が高く、子供からお年寄りまでが安心して生き生きと暮らせるまちを目指します。
- 一. 地域行事等を通じて、住民同士の交流が盛んに行われ、お互いのつながりが強いまちを目指します。
- 一. 三面の美しい自然や風土の魅力を発信して自慢できるまちづくりを目指します。

第1号議案

令和4年度事業報告及び収支決算の報告について

令和4年度事業報告及び収支決算について、別紙のとおり承認を求めます。

令和5年4月21日 提出

令和5年4月21日 承認

三面地域まちづくり協議会
令和4年度 事業報告書

区分	事業名 取組項目	実施時期	対象 人員	取組内容	効果・課題等
広報部会	(1) 情報発信事業				
	①朝日地区合同 広報紙の発行	年3回 (6,10,2月)	朝日地区 全世帯	協議会の取組状況な どを紹介する広報紙 を年3回発行する	協議会事業のみでなく、集落行 事の紹介から地域話題まで発 信できた
交流企画部会	(2) 地域情報発信手法研究事業				
	①地域資源活用 まち歩き	10月30日	役員	地域資源を調査した ところを見学しなが らまち歩きを行う	役員でのプレ実施としルート 確認と、ごみ拾いや健康増進を 付与した実施方法を検討した
協議会	(1) 地域資源活用イベント				
	①イヨボヤ(鮭) づくし	中止	-	三面川の支流千桜川 で鮭のつかみ取りお よび鮭の料理を味わ う交流イベントを開 催する	コロナ禍を考慮し中止とした
協議会	(2) 地域全体の交流イベント				
	①三面地区運動 イベント	7月23日 (旧小学校 周辺整備)	25人	地域住民の体力測定 や体力増進を図るた めのイベントを開催 する	コロナ禍にて運動イベントは 中止としたが、会場周辺の整備 を行い、景観の美化に努めた
協議会	(1) 集落活動支援事業				
	①集落活性化支 援事業助成金	8月～1月	6集落 1団体	集落等の行事に対し て開催経費の2分の 1の額を助成する	多数の事業を支援できたが、集 落等の実施形態に対応すべく 要綱改正の検討が必要
	(2) 研修事業				
	①役員研修事業	1月10日 2月20日	3人 6人	他地域まちづくり協 議会との合同研修会 を予定する	実施事業の検証と次年度事業 の検討を行い、他地域の協議会 と情報共有を図った
	(3) 連携事業				
	①朝日地区まち づくり協議会 での連携推進	合同広報紙 (6,10,2月) 研修事業 (1,2月)	全世帯 各役員	朝日地区まちづくり 協議会連絡会議で連 携事業を開催する	広報紙や研修を合同で行うこ とにより、地域間の一体感を醸 成しすることができた
	②三面地区内の 集落等との連 携推進	4月29日	小川小学 校児童及 び保護者	二子島、縄文の里等 の事業に参加し連携 を図る	縄文の里・朝日の春まつりに参 加し、児童や保護者にポップコ ーンを無料で振る舞った
	③他協議会との 交流・連携推 進	7月31日	約150人	館腰地域まちづくり 協議会との交流・連 携を進める	たてこし軽トラ市にて鮎の塩 焼きを出品し、多数の来場者に 好評をもらった
	④他団体との交 流・連携推進	通年	役員 参加者	あさひ互近所ささえ ～る隊や地域会議、 あさひまつり等に参 加し連携推進する	あさひ互近所ささえ～る隊に 参画し、買い物支援や地域課題 について他団体と情報を共有 した
	(4) 小川小学校支援事業				
①小川小学校支 援	5月～10月	小川 小学校	小川小学校のあいさ つデーに各バス乗場 にてあいさつを行う とともに、朝日三面 川太鼓の支援を行う	小学生にあいさつをして交流 し、朝日三面川太鼓の活動を助 成することで、地域の伝統継承 を支援した	

備 品 台 帳

No.	分 類	物 品	規 格	購 入 日	価 格	購 入 先	保 管 場 所	備 考
1	写真・光学機器類	デジタルカメラ	オリンパスSZ-14	H24.9.5	13,800	ケーズデンキ	朝日支所 地域振興課	
2	その他	横断幕	900*3600	H26.3.28	31,500	(有)朝日印刷	朝日支所 地域振興課	
3	体育教養用品類	長胴太鼓	1尺2寸 1尺6寸	H27.9.29	950,400	西野太鼓製作 本店	小川小学校	4台
4	体育教養用品類	樽太鼓、台、バチ	34cm	H27.9.3	1,146,949	須貝楽器	小川小学校	20台
5	その他	ワンタッチタープ	3.0m×3.0m	R5.3.1	22,500	Amazon.co.jp	朝日支所 地域振興課	2基
6		以下、余白						
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

令和4年度 集落活性化等支援事業一覧

集落名	事業名／実施日	事業の目的、内容等	決算額	交付額	備考
岩崩	世代交流運動会 R4年6月19日	子どもからお年寄りまで参加できる種目を準備、終了後はBBQを行い、世代間交流を図った	41,245	20,000	
千縄	千縄集落収穫祭 R4年11月13日	地区住民のふれあいを目的とし、集落住民が作った野菜等を持ち寄り調理し、世代間問わず交流を図るとともに、健康増進にも繋がった	96,913	48,000	
堀野	斉の神 R5年1月15日	地域の年中行事を絶やすことなく後世に伝えることができ、世代を超えた交流もできた	9,848	3,000	
石住	地藏様まつり R4年7月23日	地藏様の飾りつけをし、お参りに来た人に、かき氷やわたあめ等を振る舞い、子供達の夏の思い出作りにもなった	11,520	5,000	
上中島	地藏様まつり R4年7月23日	悪天候やコロナ対策により例年と実施形態を変え、くじ引き抽選会を行い、子どもから高齢者まで多数の参加があった	15,000	7,000	
上中島	ほうそうよごも り健康づくり R5年2月19日	疱疹からこどもと高齢者を守ることを祈願し、併せて集落民の健康増進を図る。	18,318	9,000	
布部	お茶のも〜会 R4年5月15日 R4年11月13日	民生委員や互近所ささえ〜る隊を通じて、高齢者同士が集える場を提供し、困りごと共有や支え合いの話し合いを行った	14,350	7,000	
三面駅伝 チーム	朝日駅伝大会 R4年11月3日	三面地区から3チームの出場は叶わなかったが、布部チームが参加し、走破することができた	25,418	3,000	
	6集落1団体（8事業）		232,612	102,000	



監 査 報 告 書

三面地域まちづくり協議会規約第20条第2項の規定に基づき、令和4年度三面地域まちづくり協議会事業報告書及び収支決算書について監査を実施しましたので報告します。

監査の結果

- (1) 収入支出の証拠書類及び預金通帳を照合した結果、誤りなく適正に処理していると認めます。
- (2) 事業報告書は、三面地域まちづくり協議会の事業運営の状況を正しく示しているものと認めます。

令和 5 年 3 月 22 日

監 事 石黒 良男 
監 事 田村 一郎 

第2号議案

令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

令和5年度事業計画及び収支予算について、別紙のとおり承認を求めます。

令和5年4月21日 提出

令和5年4月21日 承認

三面地域まちづくり協議会
令和5年度 事業計画書（案）

区分	事業名・取組項目	実施時期	対象人員	取組内容	備考
広報部会	(1) 情報発信事業				
	①朝日地区合同 広報紙の発行	年3回 (6,10,2月)	全世帯	協議会の取組状況などを紹介する 広報紙を年3回発行する	
	(2) 地域資源活用事業				
	①地域資源活用 まち歩き	未定	構成員	地域の史跡等を巡りながら、環境美 化と健康増進を盛り込んだまち歩 きを行う	
交流企画部会	(1) 防災イベント				
	①防災イベント	未定	構成員	防災士や各集落防災団体と連携し、 防災の知識を楽しみながら養い、有 事の際に活かせるようにする	新規
	(2) 交流イベント				
	①地域住民交流 事業	年間	参加者	様々なイベントに参画し鮎の塩焼 きの販売等で、地域住民の交流を促 進する	新規
協議会	(1) 集落活性化支援事業				
	①集落活性化支 援事業	年間	集落等	集落等の行事を支援し、集落の更なる 元気づくりを促すため、取り組み に係る経費を助成する	
	②地域の元気づ くり支援事業	年間	集落等	集落座談会や地域の茶の間等の取 り組みをする集落等を支援し、事業 に係る経費を助成する	新規
	(2) 研修事業				
	①研修事業	未定	構成員	これからのまちづくり協議会の事 業や体制見直しに向けて研修会を 開催する	
	(3) 連携事業				
	①朝日地区まち づくり協議会 での連携推進	年間	朝日地区 市民	朝日地区まちづくり協議会連絡会 議で連携事業を検討し、交流の拡大 を図る	
	②他団体との連 携推進	年間	役員 参加者	館腰地域まちづくり協議会やあさ ひ互近所ささえ～る隊、地域会議等 との連携を推進する	
	③小川小学校支 援事業	年間	小川 小学校	朝日三面川太鼓の活動を支援する	

三面地域まちづくり協議会
令和5年度 収支予算書(案)

収入

単位：円

区分	本年度	前年度	比較	説明
1 地域まちづくり交付金	1,545,000	1,547,000	△ 2,000	市からの交付金
2 繰越金	263,118	91,893	171,225	前年度繰越金
3 雑入	60,882	67,107	△ 6,225	事業参加費、売り上げ、預金利息 等
合計	1,869,000	1,706,000	163,000	

支出

単位：円

区分	事業	本年度	前年度	比較	説明
1	広報経費(広報部会)	85,000	17,000	68,000	
	1 情報紙発行事業	10,000	0	10,000	広報紙取材用務
	2 地域資源活用事業	75,000	17,000	58,000	地域資源活用まち歩き
2	地域交流経費(交流企画部会)	500,000	720,000	△ 220,000	
	1 地域住民交流事業	500,000	720,000	△ 220,000	防災イベント開催経費 240,000 他まち協イベント参加経費 140,000 二子島、縄文の里等連携事業経費 50,000 あさひまつり参加経費 70,000
3	集落支援経費	400,000	350,000	50,000	
	1 集落活動支援経費	400,000	350,000	50,000	集落活性化支援事業 300,000 地域の元気づくり支援事業 100,000
4	研修経費	100,000	60,000	40,000	
	1 人材育成研修事業	100,000	60,000	40,000	協議会役員の研修
5	組織運営経費	554,000	523,000	31,000	
	1 報償費	210,000	210,000	0	役員等報償費
	2 需用費	85,000	95,000	△ 10,000	消耗品費、食糧費
	3 役務費	60,000	75,000	△ 15,000	郵便料、振込手数料
	4 使用料及び賃借料	5,000	10,000	△ 5,000	会場使用料
	5 備品購入費	100,000	50,000	50,000	
	6 負担金	94,000	83,000	11,000	朝日地区まち協連絡会議負担金
6	特別事業費	25,000	25,000	0	
	1 小川小学校支援事業	25,000	25,000	0	小川小学校朝日三面川太鼓支援
7	積立金	200,000	0	200,000	
	1 積立金	200,000	0	200,000	まち歩き事業冊子作製基金積み増し
8	予備費	5,000	11,000	△ 6,000	
	1 予備費	5,000	11,000	△ 6,000	
合計		1,869,000	1,706,000	163,000	

※予算の補正及び流用については、会長に一任する。

収入 計	-	支出 計	=	差し引き
<u>1,869,000</u>		<u>1,869,000</u>		<u>0</u>

参 考 资 料

第2次 三面地域まちづくり計画



令和4年4月

三面地域まちづくり協議会

はじめに

平成20年4月に、村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の5つの市町村が合併し新村上市が誕生しました。市町村合併からこれまで進めてきた総合計画も、令和4年度から第3次総合計画となり、市の目指す将来像を「あふれる笑顔のまち村上」と位置付けました。また、将来像を実現するための基本目標の一つとして「多様性が広がるまち」と掲げ、『市民協働のまちづくり』が重要視されてきます。



これまで村上市の各地域では、自治会（集落）、公民館、老人会、婦人会、PTA、防災組織、福祉ボランティア、趣味のサークルなどがさまざまな活動をしてきました。しかし、急速な社会の変化と過疎化、少子高齢化が進む中、市民のニーズは多種多様化し複雑な地域課題が増えてきました。



こうした課題を解決するため、昭和の大合併前の旧村単位となる5つの地域で、まちづくり協議会を組織することになり、「三面地域まちづくり協議会」として活動してきました。地域の個性を生かし、住民が「ここに住みたい」「住んで良かった」と実感できるように、これまでの取り組みを活かした「第2次三面地域まちづくり計画」を策定いたしました。

1 地域の特徴、課題

三面地域は、雄大な朝日連峰を源とする三面川が中央を流れ、その川沿いに岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田の10集落が点在し、1,064人、356世帯が暮らしています。（令和4年3月1日現在：住民基本台帳）



また朝日スーパーライン、三面ダム、奥三面ダム、二子島森林公園、縄文の里朝日、布部やな場など自然や歴史文化を利用した観光施設に恵まれており、地域を訪れる人は多く、夏には鮎釣りの人々などで賑わいを見せています。

しかし、昭和30年に3,599人だった人口も、社会情勢の変化や奥三面ダム建設に伴う集団移転等により、今では当時の3分の1にも満たず、少子高齢化が進行し、後継者不足により地域のコミュニティ活動や災害時の対応に支障をきたし始めていることから、新たなまちづくりを進める必要があります。

■三面地域人口推移

単位：人(数値は国勢調査より)

区分	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	3,599	2,687	2,222	2,006	1,949	1,535	1,366	1,191	1,036
増減	-	△912	△465	△216	△57	△414	△169	△175	△155

2 地域のまちづくりの理念、将来像（目標年度：令和8年度）

三面地域まちづくりの理念を「三面の雄大な自然と伝統・風景を大切にしながら、活気と地域愛に満ちたまちをつくる。」とし、次の3つの将来像の実現を目指します。

- 一. 地域で支え合うという意識が高く、子供からお年寄りまでが安心して生き生きと暮らせるまちを目指します。
- 一. 地域行事等を通じて、住民同士の交流が盛んに行われ、お互いのつながりが強いまちを目指します。
- 一. 三面の美しい自然や風土の魅力を発信して自慢できるまちづくりを目指します

3 具体的な取組みの方向性、事業実施計画等（計画年度：令和4年度～令和8年度）

基本方針	具体的な取組みの方向性 事業実施計画		事業実施年度					備考
			4	5	6	7	8	
地域内外の積極的な交流 拡大を図り、地域住民の 相互扶助意識の向上を推 進する	①	世代を問わない住民同士の交流と、地域内外の賑わい創出を促進する						
	②	地域特有の資源を用いて、地域外との積極的な交流を図る						
	③	各集落や他のまちづくり組織、小学校等との連携を推進する						
地域の魅力や資源を活用し、幅広い世代の地域愛を育む	①	地域の資源を活用し、地域の魅力の再発見に取り組む						
	②	地域の課題を解決すべく活動する団体を支援する						
地域情報などを積極的に発信し、地域まちづくりへの関心を高める	①	広報紙やSNS等を活用し、地域情報を積極的に発信する						
	②	地域の担い手確保および人材の育成を図る						

三面地域まちづくり協議会 規約

平成24年3月8日制定

平成27年4月16日改正

平成29年11月11日改正

(目的)

第1条 本会は、三面の雄大な自然と伝統・風景を大切にしながら、活気と地域愛に満ちたまちをつくることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、三面地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、村上市岩沢5611番地「村上市朝日支所」内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、三面地域に居住する人及び三面地域で事業を実施する個人若しくは法人又は三面地域で活動する各種団体（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 本会の設立時においては、準備会等で役員を選出し、設立総会において承認を得ることができるものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会事務及び事務局を総括する。

4 理事は、本会の円滑な運営に努める。

5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 代議員は、本会の構成員の中から集落区長が選出する。

2 代議員は、総会において役員会が提案した議題を審議し議決する。

3 代議員の定数は、別表に定めるとおりとする。

4 代議員任期は2年とし、再任は妨げない。

5 代議員の中に欠員が生じた場合、補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

6 役員は代議員になることができない。

(顧問)

第10条 本会は、識者、アドバイザーなどによる顧問を必要に応じて置くことができる。

2 顧問は、役員会において選任し、総会の承認を得るものとする。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 評議委員会
- (4) 専門部会
- (5) 特別部会

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は、代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。

5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 規約の制定及び改正に関する事。
- (3) 会長、副会長、事務局長、理事、監事及び顧問の承認に関する事。
- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関する事。
- (5) その他、重要事項に関する事。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数（評決委任者を含む）

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長、理事及び監事をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、構成する役員の中の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 役員会は、必要に応じて、評議委員及び顧問の出席を求め、助言、指導等を受けることができる。

(評議委員会)

第15条 評議委員会は、本会を構成する集落区長及び顧問で構成し、本会の運営に係る助言を行うものとする。

- 2 評議委員会は、会長又は評議委員の求めに応じ、開催することができる。

(専門部会)

第16条 本会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するため、必要に応じ専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、本会の構成員で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、役員会において理事の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(特別部会)

第17条 本会に特別部会を設置することができる。

- 2 特別部会は役員会の承認により設置し、特定事項の解決のための事業を行う。

(事務局)

第18条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第19条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、会費、出資金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をする事ができる。

(監査)

第20条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第21条 この規約は、総会において総会出席者の2分の1以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第23条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月8日から施行する。

この規約は、平成27年4月16日から施行する。

この規約は、平成29年11月11日から施行する。

別表（第9条関係）

集落名	代議員数
岩崩	2人
荃太	2人
千縄	2人
新屋	5人
中新保	1人
堀野	1人
石住	2人
上中島	2人
布部	8人
猿田	0人

令和4年度～5年度
三面地域まちづくり協議会関係者名簿

R4.4.1

	No.	氏名	役職	集落・部会等
役員	1	板垣 安次郎	会長	上中島
	2	本間 健太	副会長	岩崩
	3	佐藤 正士	事務局長	石住
	4	高橋 竜介	理事	荃太 交流企画部会
	5	貝沼 耕司	理事	新屋 広報部会 部会長
	6	貝沼 俊行	理事	新屋 交流企画部会
	7	木ノ瀬 圭三	理事	新屋 交流企画部会
	8	高橋 英男	理事	中新保 交流企画部会 副部会長
	9	貝沼 文子	理事	堀野 交流企画部会
	10	本間 道俊	理事	布部 広報部会 副部会長
	11	佐藤 寛	理事	布部 交流企画部会
	12	高橋 勝	理事	布部 交流企画部会 部会長
	13	高橋 松一郎	理事	布部 交流企画部会
	14	田村 一郎	監事	千縄 広報部会
	15	石黒 良男	監事	布部 広報部会
代 議 員	1	大 滝 享		岩崩
	2	青 山 進		岩崩
	3	佐藤 正利		荃太
	4	藤原 寛司		荃太
	5	田村 康彦		千縄
	6	高橋 慎之輔		千縄
	7	長谷部 幸一		新屋
	8	箱岩 正伸		新屋
	9	貝沼 かおり		新屋
	10	貝沼 香織		新屋
	11	横山 浅香		新屋
	12	本間 賢一		中新保
	13	貝沼 仁志		堀野
	14	佐藤 民夫		石住
	15	石 栗 健		石住
	16	小田 正哉		上中島
	17	板垣 美奈子		上中島
	18	高橋 健悦		布部
	19	横山 智之		布部
	20	大田 陽祐		布部
	21	横山 麻子		布部
	22	板垣 敦史		布部
	23	高橋 太輝		布部
	24	富田 美世子		布部
	25	本間 美栄子		布部

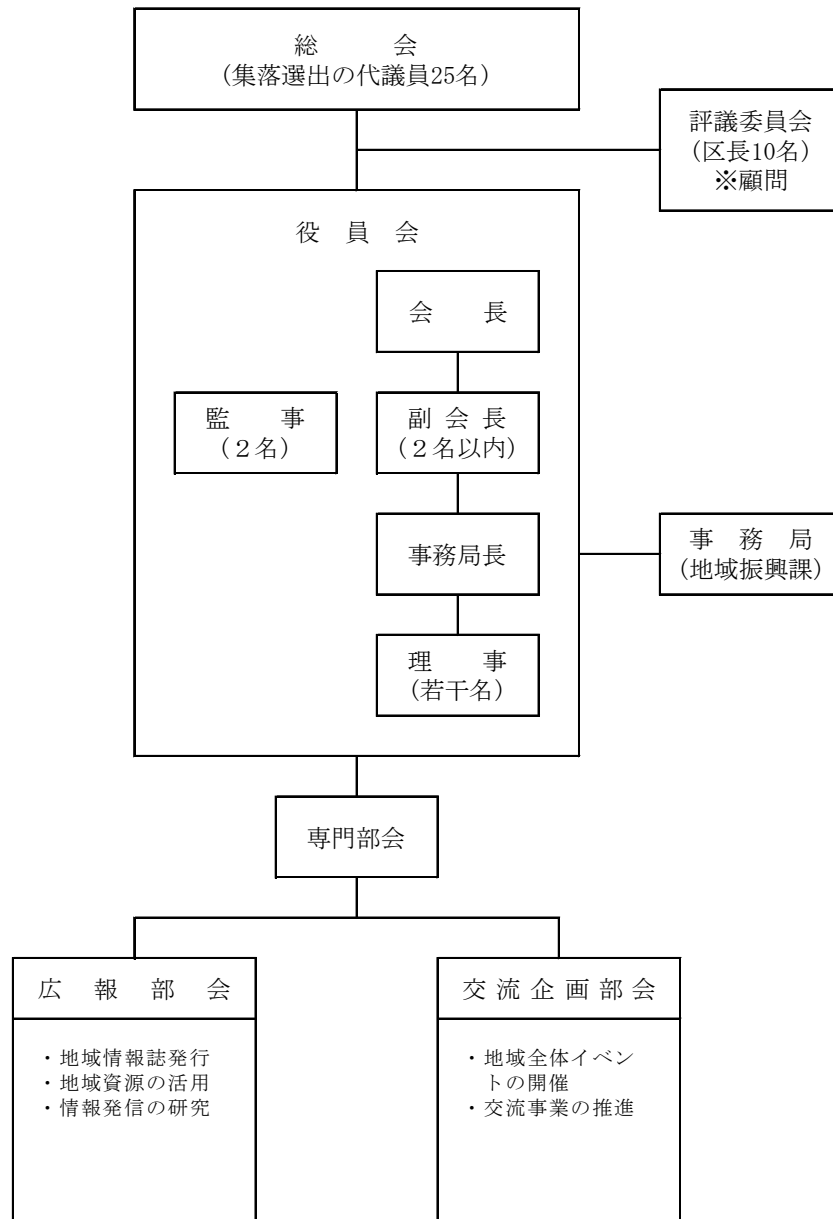
	No.	氏 名	役 職	備 考
評 議 委 員	1	本 間 誠 一	岩崩区長	岩崩
	2	藤 原 富 丸	荃大区長	荃太
	3	高 橋 利 行	千繩区長	千繩
	4	木 ノ 瀬 彰	新屋区長	新屋
	5	高 橋 信 之	中新保区長	中新保
	6	貝 沼 一 夫	堀野区長	堀野
	7	本 間 浩 栄	石住区長	石住
	8	板 垣 俊 和	上中島区長	上中島
	9	佐 藤 寿 一	布部区長	布部
	10	板 垣 誠 一	猿田区長	猿田

(敬称略)

事務局	1	長 谷 部 祥 太		朝日支所地域振興課 自治振興室
-----	---	-----------	--	-----------------

三面地域まちづくり協議会 組織図

令和4年4月1日現在



- ・ 専門部会は、必要に応じ設置する。(規約第16条第1項)
- ・ 部会長、副部会長は、役員会において理事の中から選出する。(規約第16条第4項)
- ・ 部会員は事業実施にあたり構成員及び各集落内の組織等の協力を得て部会員を選出する。
- ・ 特別部会は、役員会の承認を経て設置する。(規約第17条第2項)



<http://www.city.murakami.lg.jp/site/miomote/>